

厚木市公園・緑地維持管理業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が公園・緑地等（以下「公園等」という。）を快適に利用できるように、地域の自治会等の団体が公園等の維持管理の一部を担うことで、公園等維持管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (2) 自治会等の団体 自治会、自治会に属する団体（老人会、子供会等）及び障がい者就労施設等をいう。
- (3) 自治会長等 自治会等の団体の代表者又は責任者をいう。

(実施場所)

第3条 自治会等の団体の区域内にある公園等とする。

(実施内容)

第4条 自治会等の団体は、公園等を良好な環境に保つため、次のいずれか又は両方の維持管理業務を行う。

- (1) 月1回以上の公園等パトロール（遊具等の施設の破損箇所、枯れ木や樹木の折れ枝等の危険箇所発生及びその他事項の報告）、清掃及びゴミ処理
- (2) 年3回の公園等の雑草防除

(実施期間)

第5条 実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(手数料)

第6条 維持管理業務手数料は、別表公園等管理業務手数料単価基準により算定し、予算の範囲内において執行する。

(支払)

第7条 市長は契約締結後、自治会等の団体からの適正な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(調査等)

第8条 市長は、自治会等の団体の処理状況について随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して自治会等の団体に必要な指示を与えることが出来るものとする。

(禁止事項)

第9条 自治会等の団体は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理をさせてはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(破損個所等の修理)

第 10 条 公園内の破損個所等の修理については、市長が行うものとする。

(報告)

第 11 条 自治会長等は、3 箇月毎に市長に対して維持管理業務の報告をしなければならない。また、雑草防除については、業務実施後 10 日以内に報告をしなければならない。また、契約期間が満了するまでにすべての報告を完了すること。

(疑義等の決定)

第 12 条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関し疑義が生じたときは、市長と自治会等の団体が協議して定めるものとする。

(追認事項)

第 13 条 履行期間の始期から本契約の締結までの間に、発注者及び受注者によって行われた本契約に定める事項に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして本契約を適用する。

第 2 項 履行期間中に業務の継続が困難になった場合は、契約額を月割り又は回数割し、その時点での実績分を契約額とし、未実施の分は減額又は還付するものとする。

(その他)

第 14 条 自治会等の団体は、第 4 条第 1 項に規定する維持管理業務を行う場合は、パトロール等のほか、除草等に努めるものとする。また、第 4 条第 2 項に規定する維持管理業務を行う場合は雑草防除のほか、清掃等に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

公園等管理業務手数料単価基準

管理面積	金額
500 m ² 未満	18,600 円
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	28,600 円
1,000 m ² 以上 2,500 m ² 未満	43,600 円
2,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	63,600 円
3,000 m ² 以上 3,500 m ² 未満	73,600 円
3,500 m ² 以上 4,000 m ² 未満	83,600 円
4,000 m ² 以上 4,500 m ² 未満	93,600 円
4,500 m ² 以上 5,000 m ² 未満	103,600 円
5,000 m ² 以上 5,500 m ² 未満	108,600 円
5,500 m ² 以上 6,000 m ² 未満	109,100 円
6,000 m ² 以上 6,500 m ² 未満	109,600 円
6,500 m ² 以上 7,000 m ² 未満	110,100 円
7,000 m ² 以上 7,500 m ² 未満	110,600 円
7,500 m ² 以上 8,000 m ² 未満	111,100 円
8,000 m ² 以上 8,500 m ² 未満	111,600 円
8,500 m ² 以上 9,000 m ² 未満	112,100 円
9,000 m ² 以上 9,500 m ² 未満	112,600 円
9,500 m ² 以上 10,000 m ² 未満	113,100 円
10,000 m ² 以上 10,500 m ² 未満	113,600 円
10,500 m ² 以上 11,000 m ² 未満	114,100 円
11,000 m ² 以上 11,500 m ² 未満	114,600 円
11,500 m ² 以上 12,000 m ² 未満	115,100 円
12,000 m ² 以上 12,500 m ² 未満	115,600 円
12,500 m ² 以上 13,000 m ² 未満	116,100 円
13,000 m ² 以上 13,500 m ² 未満	116,600 円
13,500 m ² 以上 14,000 m ² 未満	117,100 円

算定根拠（1年、1 m²当たり）

1 園地清掃

$$0.0078 \text{ 人} \times 17,200 \text{ 円/人} \div 100 \text{ m}^2 \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.3 \text{ 諸経費率} = 20.93 \div 20 \cdot \cdot \textcircled{1}$$

事務費（1公園当たり）8,600 円・・・②

- ・ 500 m²未満 (500 m² × ①) + ②
- ・ 500 m²～1000 m² (1000 m² × ①) + ②
- ・ 1000 m²～5000 m² 【{① × (各面積枠の最小数値 m²) + ②} + {① × (各面積枠の最大数値 m²) + ②}】 ÷ 2 (10 円単位切捨)

・ 5000 m²を超える面積分については、(5000 m²×①) + ②=108,600 を基本に、一桢 500 m²ごとに 500 円を加算するものとする。

公園等管理業務手数料単価基準 (雑草防除)

区分	金額
人力除草 (1 m ²)	59.5 円
機械除草 (1 m ²)	24 円